

# 平成23年度 町税等納期限一覧表

後期高齢者医療保険料 介護保険料

税目 納期限	町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
平成23年 5月31日 (火)		<b>1 期</b>	<b>全期</b>			
6月30日 (木)	<b>1 期</b>					
8月 1日 (月)		<b>2 期</b>		<b>1 期</b>		<b>1 期</b>
8月31日 (水)	<b>2 期</b>			<b>2 期</b>	<b>1 期</b>	<b>2 期</b>
9月30日 (金)				<b>3 期</b>	<b>2 期</b>	<b>3 期</b>
10月31日 (月)	<b>3 期</b>			<b>4 期</b>	<b>3 期</b>	<b>4 期</b>
11月30日 (水)				<b>5 期</b>	<b>4 期</b>	<b>5 期</b>
12月26日 (月)		<b>3 期</b>		<b>6 期</b>	<b>5 期</b>	<b>6 期</b>
平成24年 1月31日 (火)	<b>4 期</b>			<b>7 期</b>	<b>6 期</b>	<b>7 期</b>
2月29日 (水)		<b>4 期</b>		<b>8 期</b>	<b>7 期</b>	<b>8 期</b>
4月 2日 (月)				<b>9 期</b>		<b>9 期</b>

切り取って保存してください

- ★ 町県民税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期は口座振替、納付書払いの方の納期です。
- ★ 4月末日を納期限としていた軽自動車税については、今回の地震被害に伴う交通・郵便などの混乱の影響を考慮し、納期限を5月31日まで延期することにしました。その他の町税等の納期限については、従来どおりの納期限とし、今後の状況に応じて配慮するものとします。

- ◆ 納期限を過ぎて納めた場合は、法令の定めるところにより延滞金を納めて頂くことになります。
- ◆ 納期限までに納めて頂けなかった場合は、法令の定めるところにより、納期限の翌日から20日以内に督促状を送付します。また、督促状発行の日から10日を経過しても納めて頂けない場合は、法の定めるところにより、差押などの滞納処分を受けることになります。納期限内の納付をお願いします。
- ◎ 口座振替による納付は、納め忘れがなく便利です。口座振替納付をお勧めします。

問い合わせ先 税務課 課税グループ ☎ 62-8127 収納グループ ☎ 62-2136